平成２７年（フ）第１４号
奈良県吉野郡下北山村大字上池原540番地
破産者　有限会社中石油店
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第３００号
沖縄県島尻郡久米島町字上江洲239番地
破産者　有限会社林奥建設
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３１９号
東京都港区高輪２丁目15番21号
破産者　オプティスパン株式会社
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２２０１号
北海道苫小牧市表町６丁目２番１号
破産者　株式会社サンプラザ
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１号
愛媛県宇和島市保田甲1727―１　グランシャリオ松本202号室、住民票上の住所愛媛県南宇和郡愛南町満倉2045番地３
破産者　前田　　徹
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第１１８号
滋賀県東近江市躰光寺町462―３
破産者　株式会社広建
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第６２０号
静岡県牧之原市黒子150番地３
破産者　松浦　通雄
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３５号
佐賀県鹿島市大字音成乙479番地５
破産者　峰松　孝春
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第６４５号
熊本市北区武蔵ケ丘３丁目13番11号
破産者　蓑田　亮平
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２号
富山市呉羽町6444番地８、前住所富山市呉羽町5795番地34
破産者　裕建サポートこと高山雅裕こと　鄭　雅裕
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２８号
佐賀県多久市南多久町大字下多久2118番地120
破産者　秀島　哲平
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
北海道苫小牧市住吉町１丁目３番２―204号
破産者　熊谷　榮喜
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１２８号
北海道苫小牧市拓勇東町６丁目13番15号　ノースアーク204号
破産者　小林　直二
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１号
仙台市宮城野区新田１丁目４番６号　ホワイトハウス202
破産者　佐々木武志
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
仙台市宮城野区平成１丁目13番10号　エスポワールＢ棟202
破産者　沢田　　航
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３６２号
静岡県御殿場市茱萸沢409番地の８
破産者　芹澤　直樹
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町８丁目857番地277
破産者　木村　茂博
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９４号
香川県高松市松縄町1033番地３　リッチアイランドⅡ202
破産者　野崎　将史
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９９号
宮崎県西都市桜川町２丁目４番地
破産者　渡邊　　博
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係